

石綿含有産業廃棄物の梱包方法（合格・不合格例）

※搬入検査不合格の場合は持ち帰りとなります。

フレキシブルコンテナ（フレコン）の場合

○ 梱包方法（飛散防止のため）

＜透明なプラスチック袋（厚さ0.15mm以上）+フレコン＞

合格（フレコン+透明な袋）密閉



不合格（フレコンのみの一重梱包）



不合格（不透明な内袋）



※搬入時は、フレコンの口を縛って密閉してください。

○ 裂け・破れ・劣化などのないフレコン（玉掛け作業の安全のため）

合格（裂け・破れ無し）



不合格（裂け・破れ有り）



不合格（経年劣化・脆化した袋）



長尺物の場合

○ 梱包方法（飛散防止のため）

＜透明なプラスチック袋（厚さ0.15mm以上）+長尺フレコン＞

または＜透明なプラスチックシート（厚さ0.15mm以上）で二重＞

合格（二重梱包、番線などで束ねる）

※ガムテープなどで密閉



不合格

（一重梱包、破れ：飛散の恐れ）



不合格

（ブルーシート梱包：目視不可）



○ 荷姿や積載方法に注意（玉掛け作業の安全のため）

（縦2.4m、横1m、高さ50cm以内に梱包。角材等でワイヤー用の隙間を作る。梱包内の荷物大きさを揃える。）

合格

（積荷や車体の間に隙間あり）



不合格

（荷崩れしやすい、ワイヤー用隙間無し）



不合格

（大きさ不揃いのため移送中に変形）



※比較的飛散性の高いおそれのあるものの梱包方法は

＜透明なプラスチック袋（厚さ0.15mm以上）二重+フレコン＞（詳細は裏面）

石綿含有産業廃棄物のうち比較的飛散性の高いおそれのあるものの受け入れについて

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）において、石綿含有産業廃棄物のうち比較的飛散性の高いおそれのあるものとされた下記4品目については、通常の石綿含有産業廃棄物の梱包等の基準の一部を変更（追加）しお受けします。

なお、廃石綿に該当するものは今までどおりお受けできません。

1

石綿含有けい酸カルシウム板第1種

耐水性の透明な厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。

2

石綿含有仕上塗材

建材から除去したものの場合は耐水性の透明な厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。

ただし、除去したものが粉状になっている場合は、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じて下さい。

固型化、安定化の方法は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」第6章に示されている方法に準じてください。

（搬入前に固型化、安定化の方法を確認させていただく場合があります。）

なお、廃棄物の品目が汚泥に該当する場合はお受けすることができません。

3

石綿含有下地調整塗材

2と同様です。

4

石綿含有産業廃棄物が付着した用具又は器具

可能な限り、付着物を吸い取る又は拭き取っていただいたうえで、耐水性の透明な厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。

廃石膏ボードの搬入時の注意事項

- ① 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。
- ② 他の物質が付着し、混入し、又は封入されていないこと。

不合格事例（代表的なケース）

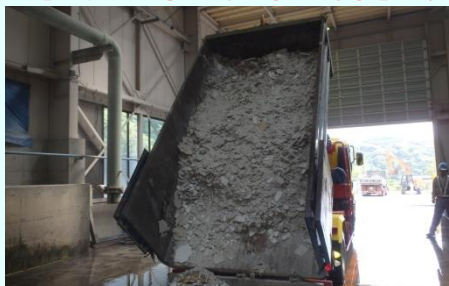
大きさ基準違反

＜一部または全量持ち帰り＞
1 m程度の大きさのボード混入



廃棄物の固着（荷降ろし不可）

＜落ちない分は、原則持ち帰り＞



異物の混入

＜廃石膏ボード以外の廃棄物は取り除いてください。＞

ガウ袋などの異物混入



クロス分別が不十分



廃石膏ボードを搬入する前に、確認していただく注意事項

- ① 廃石膏ボードを破砕する前に、クロスや異物は取り除いてください。
- ② 積み込み前に、廃石膏ボードの大きさを確認してください。
- ③ 廃石膏ボードの積み置き、濡れ、圧密は固着の原因になります。
- ④ 固着が起こりそうな場合は、フレコン梱包での搬入を推奨します。
- ⑤ 石綿を含有している廃石膏ボードは、石綿含有産業廃棄物の受入基準を遵守して下さい。処理料金も石綿含有産業廃棄物扱いになります。

その他、搬入時の一般的な注意事項

※搬入検査不合格の場合は持ち帰りになります。

廃棄物について

○ 粉じんの飛散性が高い廃棄物 ⇒ バラ積みをお断りする場合があります。

＜適切な搬入方法が不明な場合、事前にご相談ください＞

(ALCなどシリカ系断熱材)

(粉の比重が軽く水に浮く物)

(飛散した粉じんが長時間舞う物)



○ フレコンで石綿含有産業廃棄物以外を搬入する際の注意点

- ① 石綿含有産業廃棄物と同様、裂け、破れ、劣化のない丈夫なフレコンをご使用ください。
- ② 検査員がフレコンを開いて廃棄物を確認するため、不透明な内袋は使用しないでください。
- ③ フレコンで搬入する場合でも、個別受入基準（大きさ、分別等）は守ってください。

車両について

○ 車両や荷台は適正ですか？

＜廃棄物を飛散させず、安全に作業できる車両を使用してください＞

(荷台の穴あき)

(荷台背部扉固定金具破損)

(荷台背部扉が歪みにより閉まらず)



当センターの運営に支障がある車両、荷台による廃棄物の搬入はお断りいたします。

搬入車両の運転手の方へ

○ 持ち物について

- ① 講習会修了証、② 予約確認書、③ マニフェスト(電子マニフェストの場合はマニフェスト番号)
- ④ 安全に作業できる装備（ヘルメット、手袋、安全靴、マスク、ゴーグル等）
- ⑤ ガムテープ等、梱包の軽微な破れを補修できる道具（フレコンによる搬入時）

○ 搬入ルートについて

搬入車両は、行きも帰りも、以下のルートを通らないでください(詳細は搬入の手引き参照)。

通行禁止！

- ① 「大楠山入口」交差点(国道134号線側)からのルート
- ② 「金谷」交差点からのルート

○ 過積載、輸送中の荷崩れ、廃棄物の飛散防止にご注意ください。